

定款の変更及び評議員会運営規程の改正について

「会計監査人」の設置について

- 監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化
- 会計監査人の設置については**定款で定める**必要があり、併せて各規程について所要の改正を実施
 - * 一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第170条2項）
 - * 評議員会の決議によって選任される（同法 第63条を同 第177条によって準用）

改正を要する規程と主な改正内容

【評議員会決議事項】

- 定 款 * 会計監査人の設置（§ 23）、職務及び権限（§ 26の2）など
- 評議員会運営規程 * 評議員会の決議事項に会計監査人の選任及び解任を追加（§ 7）

【参考：理事会決議・報告事項】

- 監査室設置規程 * 監査室の業務に会計監査人との連携・情報共有等を追加（§ 4）など
- 監事監査規程 * 監事の監査事項に会計監査人作成の監査計画や会計監査報告への監査を追加（§ 6）など

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 定款 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、<u>かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、</u>理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) キャッシュ・フロー計算書</u></p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、<u>第6号及び第7号</u>の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告<u>及び会計監査報告</u>を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>

(権限)

第15条 (略)

(1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任

(2) ~ (10) (略)

2 (略)

第16条~第22条 (略)

第6章 役員及び会計監査人

(役員の設定)

第23条 (略)

(1) ~ (2) (略)

2 (略)

3 (略)

4 当法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(権限)

第15条 (略)

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) ~ (10) (略)

2 (略)

第16条~第22条 (略)

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 (略)

(1) ~ (2) (略)

2 (略)

3 (略)

(新設)

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第25条～第26条 (略)

(会計監査人の職務及び権限)

第26条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時

第25条～第26条 (略)

(新設)

(役員任期)

第27条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(新設)

評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 (略)

(1) ~ (2) (略)

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

第29条~第51条 (略)

(役員解任)

第28条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(新設)

第29条~第51条 (略)

(削除)

附 則

この定款は、令和5年 月 日から施行する。

以上、一般財団法人東京2025世界陸上財団設立のため本定款を作成し、
設立者が次に記名押印する。

令和5年6月28日

設立者

公益財団法人 日本陸上競技連盟

代表理事 尾縣 貢

Ⓜ

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 評議員会運営規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(評議員会の決議事項)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>一 理事、<u>監事及び会計監査人</u>の選任及び解任</p> <p>二 ～ 十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 13 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本規程は、令和 5 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(評議員会の決議事項)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>一 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>二 ～ 十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 条～第 13 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

会計監査人の選任について

会計監査人 候補 仰星監査法人

【参考】三様監査の運営

- * 四半期に1回、三者で情報共有のための会合を開き、その概要は後日公表する
- * 事業年度終了後、三者の監査を概括する
- * 運営の事務局は監査室とする